

茅ヶ崎市小学校給食のご案内

1. 保護者の皆さまにお願いする手続き

学校給食の開始にあたり、保護者の皆さまには次の手続きをお願いします。

学校給食の申込手続き

- 学校給食の提供を申し込むお手続きです。全ての保護者の皆さまにご提出いただきます。
- 手続きは「学校給食開始届」に必要事項を記載し、入学式に学校にご提出ください。
- 学校給食の提供を受けない場合は「希望しません」にし、理由を選択のうえ、ご提出ください。

2. 学校給食費の額

学校給食費の額は食材調達のための実費相当分となります。

令和 8 年度から学校給食費の抜本的負担軽減(いわゆる給食費無償化)として、国から児童一人当たり月額5,200円の交付金が支給されるため、学校給食費の保護者負担額は実質無償とします。

但し、今後、物価高騰により学校給食費が値上げとなる場合、5,200円を超過した部分について保護者負担が発生する可能性がありますのでご承知おきください。

月額	1食あたりの単価	保護者負担額
5,200円	313円	<u>0円</u>

※上記月額は令和8年度の金額です。物価の高騰により、今後金額が改訂される場合もあります。

3. 飲用牛乳停止または食事停止を希望される方

- 食物アレルギーや乳糖不耐症等の理由で、飲用牛乳停止または食事停止を希望する場合は、「学校給食停止再開届」を学校に提出してください。
- 届出用紙「学校給食停止再開届」は学校で配布するほか、茅ヶ崎市ホームページからダウンロードが可能です。
- 停止する理由ごとの提出書類は下記のとおりです。

停止理由	停止区分	提出書類	添付書類
食物アレルギー	牛乳停止 or 食事停止	学校給食停止再開届	学校生活管理指導表
乳糖不耐症等の疾病	牛乳停止		なし※
宗教上の理由等	牛乳停止 or 食事停止		なし

※医師から牛乳の飲用停止の指示があった場合に限りです。学校給食停止届に指示を受けた病院名を記載のうえ、提出してください。

【届出に関する注意事項】

- 届出は、飲用牛乳停止または食事停止を希望する 5日前(学校休業日を除く)までに学校に提出をお願いします。

- **4月分の学校給食から飲用牛乳停止または食事停止をする場合は、【入学式または始業式まで】**に届出及び添付書類の提出をお願いします。食物アレルギーが理由で停止をする場合は、各学校で実施するアレルギー面談までに「学校生活管理指導表」の提出をお願いします。
- 次年度も引き続き飲用牛乳停止または食事停止を希望する場合は、年度毎に届出の提出をお願いします。**食物アレルギーを理由に飲用牛乳停止または食事停止を希望する場合は、「学校生活管理指導表」を添付書類としてアレルギー面談までに毎年度提出してください。**

4. 病気や入院等で長期間学校給食を食べない場合の届出

- 病気や入院等で長期間(連続して5日以上)学校給食を食べない場合は、は「学校給食停止再開届」を学校に提出してください。急な欠席等の場合は届出の必要はありません。
- 提出用紙「学校給食停止再開届」は学校で配布するほか、茅ヶ崎市ホームページからダウンロードが可能です。
- 届出は、給食の一時停止を行う日の **5日前(学校休業日を除く)**までに学校に提出をお願いします。

※不登校等の長期欠席を理由とした給食の一時停止については、手続き不要とします。登校時にいつでも給食提供ができるよう、食材を調達させていただきます。

5. 転校(転入・転出)する場合の届出

- 市内市外問わず転校(転入・転出)する場合、学校給食を停止又は再開する手続きがあります。手続きには届出が必要となりますので、事前にお子様の通われる学校に申し出ください。
- **本手続きは児童が転校する際に必須となりますので、必ず事前にお手続きをお願いします。**
- 届出用紙「学校給食停止再開届」は学校で配布するほか、茅ヶ崎市ホームページからダウンロードが可能です。

対象	届出方法
市内市外問わず 転出する場合	「学校給食停止再開届」に必要事項を記載し、お子さまが通われる学校にご提出ください。 申し出に基づき、給食を停止します。
市内市立小学校に 転入する場合	「学校給食停止再開届」に必要事項を記載し、お子さまが転入する学校にご提出ください。申し出に基づき、給食を再開します。

【届出に関する注意事項】

- 届出は、**学校給食を停止又は再開したい日の5日前(学校休業日を除く)**までに提出をお願いします。

6. 生活保護利用世帯の学校給食費

生活保護(学校給食費相当分)を受給されている世帯の学校給食費は、国からの交付金の対象外のため、従来どおり学校給食費相当分の保護費を生活支援課(生活保護の所管部署)から市教育員会学務課(小学校給食費の所管部署)に学校給食費として代理納付します。この取り扱いに関する事務手続きは不要です。また、生活保護利用世帯でなくなった場合も事務手続きは不要です。

【小学校給食のご案内】に関するお問い合わせ先

茅ヶ崎市教育委員会 教育総務部学務課 保健給食担当

連絡先:0467-81-7222